

第15回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成20年2月28日(木)午後1時00分から午後4時40分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室等

3 出席者

(委員) 古賀寛, 崎坂誠司, 杉山幸宏, 園田征次, 高木絹子, 浜岸和洋,
原賀雅子, 布田君代, 松本和雄, 山本理(五十音順)

(列席者) 事務局長, 刑事首席書記官

(庶務) 総務課長(書記)

第2 議事概要

1 模擬公判(DVD)視聴

2 評議についての説明

3 模擬評議のモニター視聴

4 意見交換

委員の方々に模擬評議を見た直後の率直な感想を述べてもらった。

主な意見は次のとおり。

裁判長は, 評議の開始に当たって, 最初に評議で何をどういう手順で行うか, アウトラインを裁判員に示した方がよいのではないかと。

次に, 量刑の判断基準となる資料があるのであれば, 量刑の議論の冒頭に示した方がよいと思う。そうしないと, 裁判員は裁判官が何を根拠に懲役4年あるいは懲役3年と主張しているのか理解できず, 納得できないのではないかと。

また, 模擬ということでは, 評議の時間が足りなかったということもあるかも知れないが, 陪席裁判官が裁判員を誘導しているという印象が残った。素人である裁判員を相手に難しいところだとは思いますが, 裁判官は, 評議の

在り方について、これからどのようなスタンスで臨むのか、検討する必要があるのではないかと感じた。

評議の中で、被告人が被害者を包丁で刺すという犯行場面が再現されていたが、アバウトに見えた。そういう再現を前提に議論が進むのは問題ではないかと感じた。

公判手続での証言や証拠の内容について、評議の場で問題となった場合、正確に再現することが必要ではないか。

今回の裁判は殺人未遂だったが、有罪か無罪かを定める議論では、殺意が認められない場合、殺人罪としては無罪となるが、傷害罪としては有罪となるのかどうか、その辺りを説明すべきだったのではないかと感じた。

今回の犯行に至った経緯として、スナックでの被害者の態度などからしても、「こんな奴はやられて当然ではないか。」と思いがちである。そういった被害者の属性を、被告人の有罪か無罪かの議論と一緒にしてしまうと、感情論に終始してしまう恐れがある。有罪か無罪かを定める際には、被告人の行為がその議論の対象となるのであり、被害者の属性や情状等と切り離して考えることを最初に裁判官は説明すべきではないか。

被害者に落ち度があれば、一般市民は喧嘩両成敗的な見方をするのが通常であるし、おおかたの裁判員役の方は、実刑という結論に納得していなかったのではないかと感じた。その意味では、プロである裁判官と一般市民の常識が違っているように思えた。

5 次回のテーマ

裁判員裁判（分かりやすい評議の在り方）について

6 次回開催期日

平成20年3月12日（水）午後1時30分